

昭和二十一年十月十六日

## 北支内蒙の戦が將兵へ 天皇陛下勅語下賜

(東京十九日) 天皇陛下に於せらばて、  
は北支及び内蒙方面に作戦中の陸軍將兵  
に対し十二日午前十一時參謀總長宮を召  
され左の優渥ある勅語互下賜あらせられた。

勅語

此支乃ビ内蒙方面上作戦セル軍ノ將兵ハ峻岐  
ア渡リ湖濱ヲ踏ミ克ク夷城ノ野ヲ征キテ匪苦  
ト跋足ニ耐ヘ長堅運転向ノ所敵陣ヲ擊碎レ皇  
威ヲ中外ニ宣揚セリ。朕謂々其ノ忠烈ヲ旌尚  
ス、該調ニ鑒シ病癪ニ鑑レタル者ニ及ベハ河  
ニ仲恒ニ堪ヘズ、惟フニ派兵ノ目的ヲ達シ衆  
洋長久ハ平和ヲ確立セム事前程猶遼遠ナリ。  
爾寧極々士氣ヲ激勵シ戰難ヲ克服シシモ朕  
信。尙ニ添ハハ平ヲ期セヨ。

## 植田・寺内両軍司令官の奉答上聞に達す

(東京十九日) 午後六時陸軍省發表去  
ア渡リ湖濱ヲ踏ミ克ク夷城ノ野ヲ征キテ匪苦  
ト跋足ニ耐ヘ長堅運転向ノ所敵陣ヲ擊碎レ皇  
威ヲ中外ニ宣揚セリ。朕謂々其ノ忠烈ヲ旌尚  
ス、該調ニ鑒シ病癪ニ鑑レタル者ニ及ベハ河  
ニ仲恒ニ堪ヘズ、惟フニ派兵ノ目的ヲ達シ衆  
洋長久ハ平和ヲ確立セム事前程猶遼遠ナリ。  
爾寧極々士氣ヲ激勵シ戰難ヲ克服シシモ朕  
信。尙ニ添ハハ平ヲ期セヨ。

（四）

（東京十九日）天皇陛下に於せらばて、  
は北支及び内蒙方面に作戦中の陸軍將兵  
に対し十二日午前十一時參謀總長宮を召  
され左の優渥ある勅語互下賜あらせられた。

（四）



昭和二十年十一月六日

## 日独伊防共協定成立を機に

## 帝國政府近く西班牙フランコ政権承認

(東京十三日) 日独伊三国防共協定の成立を機として西班牙及モロコイ政権の承認が漸次有力化し、我が外務当局は防共強化の意味から承認すべきとの見解に傾きつつある。この正式承認の運びに至るものと見られる。

## 支北に於ける

## 侧面外交々渉に当たすため

(東京十三日) 外務省では、谷岡太利公使に帰朝命令を経て傳達した。

依リ十三日、金一封下賜の御沙汰あり。

松平富相は直

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に調子の

悪い所あるので慎重を期する

ため午後三時四十分木更津飛

行場に一着着陸した。機体両

尾機の上両拳を計るミドリ

トに群馬縣知事五

時五十五分(所要時間二時間八

分)更に第三周目餅子通過午

後一時(所要時間二時間五分)で

平均時速よりなり極めて好調

トある。

巨離試作機は第四回目終つ

て項からず分發動機に



## 昭和二十年十一月六日 白亞通商協定を締結せよ

亞國羊毛業者外相へ懇願

我が意を得て

要

十二日

一マス外相宛前記趣旨依頼書五

發送シテ

右は依頼日本は現在ケルト

サフナウ並毛を買付けてる

が、此の種の羊毛は沿岸諸州

に於て多量を産し同地方羊毛

産出高の大半分を占めてる

事実に鑑み日本より通商協定を締結せよ

定を開始し羊毛市場として日本を確立して貿易を促進して貿易を活性化せよ

并牧畜業者は甚大な利益を受けることはある

外務大臣に於かれては曾つて日本を始め東洋諸国

との通商交易の有望性は着目

極東貿易調査委員会を任命し

極めて時宜は適也曰通商

さ主とする報告書を作成せし

められたが、それと同様に現在

亞通商協定を草案せしめ

られど此の上ふく時宜

を得たる位置と信する

以下沿岸地方に於ては

羊毛販売の盛期にあ

るが、同地方産出羊

毛の最大量を占むるクルーサー

イーの大綱客船たる同本及び

輸送は高額の關係上買付不能

の状態にある今日政府は一日

東洋諸國特に日本との通商を益々緊密にせん

かため日本との通商協定を締結して貿易が大いに

云ふ要望が亞國側から起つて来た即ちハニ

カタム日本との通商協定を締結して貿易が大いに

云ふ要望が亞國側から起つて来た即ちハニ

カタム日本との通商協定を締結して貿易が

